(趣旨)

第1条 この要綱は、竹原市学校給食センター(以下「給食センター」という。)における給食用物資(以下「給食物資」という。)を調達するにあたり、学校給食を通じて児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすものであることに鑑み、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とし、給食物資の購入、契約、検収及び対価の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(給食物資選定の方針)

第2条 給食物資の選定にあたっては、地場産物を優先的に使用し、かつ良質で衛生上安全なもの を選定するものとする。

(給食の献立)

- 第3条 給食センターの所長(以下「所長」という。)は、児童及び生徒1人1食あたりの平均所要栄養量の基準に則した給食献立を作成するものとする。
- 2 前項に規定する給食献立の作成に係る給食物資の購入に関しては、竹原市学校給食センター運 営委員会の意見を聴いて行うものとする。

(給食物資の調達)

第4条 給食物資の調達については、別に定める竹原市学校給食センター給食物資納入業者登録に 関する要綱(平成22年竹原市教育委員会告示第8号。以下「納入業者登録要綱」という。)の規 定により、登録名簿に登載した者(以下「登録業者」という。)から納入するものとする。

(業者登録)

第5条 物資の納入を希望する者は、納入業者登録要綱により、給食物資納入業者登録の申請を行 うものとする。

(入札)

- 第6条 給食物資の納入業者の決定については、次の給食物資の区分ごとに当該右欄に掲げる期間 について、前項の規定による登録業者の入札によるものとする。
 - (1) 野菜(生鮮),果物(生鮮),魚介類(生鮮) 月毎
 - (2) その他の給食物資 学期毎

2 前項の規定にかかわらず、登録業者の入札による方法によるべきではないと所長が認める品目 については、この限りではない。

(入札通知及び執行)

- 第7条 入札に際して,所長は,給食物資を使用する月の規格及び購入予定数量を算出し,その前々月の15日までに登録業者へ通知するものとする。
- 2 入札の執行日時は、給食物資を使用する月の前々月の末日の15時とし、登録業者は当該日時までに入札書を所長に提出しなければならない。ただし、当該入札執行日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までにあたる場合は、それらの前日とする。

(落札者)

第8条 前条の規定による入札において、最低価格の入札者を落札者とする。

(落札の通知)

第9条 前条の規定により納入すべき業者(以下「納入業者」という。)が決定した場合においては、所長は当該業者に別に定める様式によりその旨を通知しなければならない。

(納入涌知)

第10条 所長は、納入業者へ納入すべき日時及び規格、数量を記載した注文票を通知するものとする。

(納入及び納品書の提出)

- 第11条 納入業者は、所長が通知した注文票に定められた日時に、定められた規格及び数量を納入 しなければならない。
- 2 納入にあたっては、納入業者は納品書を所長に提出しなければならない。

(検収)

- **第12条** 所長は、納入業者が給食物資を納入する際において、当該納入業者立会いのうえ、次の各 号に定めるところにより検査を行い、これに合格したものについて納入するものとする。
 - (1) 納品書と注文票を照合すること。
 - (2) 注文票に基づき、給食物資の規格及び数量を確認すること。
 - (3) 鮮度及び量目を確認すること。
 - (4) 試験等を必要とするものについては、これを行うこと。
- 2 所長は、前項の規定に基づく給食物資の検査を、指定した職員に行わせることができるものと する。

(代金の請求)

第13条 給食物資を納入した納入業者は、1月分の当該代金を翌月10日までに所長に請求するものとする。

(代金の支払)

- 第14条 前条の規定により、納入業者から給食物資の代金の請求があったときは、所長は請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 2 前項による支払方法については、納入業者が指定する金融機関の口座への振込みによるものと する。

(その他)

- 第15条 本要綱において必要な様式は、給食センター、登録業者及び納入業者それぞれの事務の効率化を基本として、適宜所長が定める。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。